

令和元年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年8月5日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	14番	高田 優子
15番	吉田 孝壽	17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

12番 中島 浩輔 13番 小川 信孝 16番 島村 秀敏

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推17 中山 一久

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第32号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第34号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第20号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第21号 農地の形状変更届について
- 第22号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから総会を開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち、12番中島委員、13番小川委員、16番島村委員から欠席の届けがあっており、16名の委員出席でございます。

また、農地利用最適化推進委員総数19名のうち、17番中山推進委員から欠席の届けがあっており、18名の推進委員の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第4回農業委員会総会を開会いたします。

なお本日は、会議規則第17条に総会は公開とするものであるという定めがありますが、傍聴人が1名出席されておりますのでお知らせいたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） それでは、まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。大変な猛暑の中にお集まりをいただきまして、お疲れさまでございます。また、今回は台風が何か直撃、雰囲気はそういう感じで予報されておりますので、非常に危惧しておりますけれども、皆さんも熱中症とか、今非常に緊急に病院へ搬送されるというようなことが非常に全国的に多くなっております。ぜひひとつ、皆さんもくれぐれも体調管理のほうをよろしく願いを申し上げたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、今日は早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。着席をもって進行をさせていただきます。

本日の議案は、議第31号より議第34号までの49件と、報告第20号より第22号までの11件が提案されております。慎重なる御審議よろしく願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、10番田上委員と11番福田委員をお願いいたします。

なお、いつものことでございますけれども、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

議案1ページをお願いいたします。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉北方の申請人で、伊倉北方の畑955㎡を弟へ贈与するものです。

2番、中坂門田と熊本市の申請人で、中坂門田の畑432㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

3番、中坂門田と熊本市の申請人で、中坂門田の畑1,530㎡を次の4番とお互いの利便性向上のため交換するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、熊本市と中坂門田の申請人で、中坂門田の畑1,246㎡外1筆、計1,280㎡を先の3番とお互いの利便性向上のため交換するものです。

5番、横田と熊本市の申請人で、南坂門田の畑3,573㎡を経営縮小と隣接地取得のため売買するものです。

6番、玉名の申請人で、玉名の田449㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

7番、福岡市と岱明町の申請人で、岱明町野口の田144㎡を耕作不能と隣接地取得のため売買するものです。

3ページをお願いします。

8番、横島町の申請人で、横島町横島の田720㎡外7筆、計5,900㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町横島の畑463㎡を相手方の要望と規模拡大のため売買するものです。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の田570㎡外1筆、計1,709㎡を子へ贈与するものです。

11番、天水町の申請人で、岱明町西照寺の樹園地4,615㎡外3筆、計7,759㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

4ページをお願いします。

12番、石貫と富尾の申請人で、石貫の田799㎡外1筆、計1,376㎡を参加法人への出資と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

13番、石貫と富尾の申請人で、石貫の田1,135㎡を参加法人への出資と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

14番、石貫と富尾の申請人で、玉名の田904㎡を参加法人への出資と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

15番、石貫と富尾の申請人で、玉名の田940㎡外3筆、計3,327㎡を相手方の要望と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

16番、石貫と富尾の申請人で、石貫の田1,024㎡を参加法人への出資と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

5ページをお願いします。

17番、石貫と富尾の申請人で、石貫の田1,478㎡を相手方の要望と新規就農のため使用貸借権を設定するものです。

18番、石貫と富尾の申請人で、石貫の田1,395㎡を労力不足と新規就農のため貸借権を設定するものです。

以上18件、合計34,833㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。この議第31号は受付番号12番から18番までにつきまして、申請人に農業委員本人が関与しており、議事参与の制限に該当すると認められますので、まず1番から11番までを審議し、その後に12番から18番を審議いたします。

それでは、受付番号1番から11番まで、順に委員の説明をお願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） はい、農業委員5番、浦谷です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は兄弟で、譲受人の番地と申請の番地は1番違いということで、譲受人のすぐ裏手の畑でございます。そこは、譲受人が譲渡人の借地という形で作っておられましたが、どうも作業がしにくいという面があって、ちょっと兄弟で話されて、お兄さんのほうが贈与するということが決まったということでございますので、何ら兄弟でございますので許可相当と思われま。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。2番、3番、4番は譲渡人、譲受人が同じですので、一緒に説明させていただきます。

2番は、譲受人は経営拡張のため、譲渡人は相手方の要望のためということでの売買です。お互いが下限面積を満たしているので許可相当と判断いたします。

3番、4番は、お互い譲受人、譲渡人の利便性向上のため、農地の交換ということでした。これも下限面積を満たしているので許可相当と判断いたします。

5番の件について説明いたします。

こちらは、譲渡人は経営縮小のため、譲受人は隣接地取得ということですので。下限面積も満たしているため許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

2番、3番、4番、5番と説明をいただきました。

それでは、続きまして6番お願いいたします。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番の岡村と申します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は隣接地の取得ということですのでね、下限面積も問題ありませんので、今まで隣接地として利用しておりましたので問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、7番をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。7番の案件について説明します。

平成11年に譲渡人が鉄塔用地として譲受人に所有権移転をしたものですが、新たに鉄塔の付け替えなどが終了して不用になったため、耕作できるようにして譲受人に無料で譲渡するものです。譲受人は下限面積も満たしておりますので許可相当とみなしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、8番をお願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。8番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子関係です。農業者年金受給のための申請となっておりますので、何ら問題なく許可相当だと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、9番をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。9番の案件について説明いたします。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は規模拡大のための申請。下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。御審議よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、10番をお願いいたします。

○推15番（楯岡秀昭君） 推進委員番号15番、楯岡です。10番の件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、子への贈与ということで問題ないと思いますので、審議よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、11番をお願いいたします。

○推19番（平野秀正君） 推進委員番号19番、平野です。11番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子関係であります。申請理由は農業者年金受給のためで、何ら問題はないと思われまます。審議のほうをよろしく願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

受付番号1番から11番まで委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から11番までについて、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第31号の受付番号1番から11番までについては、許可することに決定いたしました。

引き続き、12番から18番までの審議に移りますが、申請人に農業委員本人が関与しておりますので、農業委員会法第31条及び玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に該当すると認められますので、澤村哲志委員の退席をお願いいたします。

（澤村委員 退席）

○議長（永田知博君） はい、それでは、受付番号12番から18番まで、順に委員の説明をお願いいたします。12番からよろしく願いいたします。

○推9番(橘 一輝君) はい、推進委員番号9番の橘です。今議長からもお話しがありましたように、12番から18番まで関連しておりますので、まとめて説明させていただきます。

借人は富尾と石貫地区のですね、耕作者6名で新規に法人を立ち上げられました。遊休農地等を集積して水稲、麦を耕作していくということです。6月24日に市役所の会議室において借人と船津委員、私、そして事務局でですね、新規就農審査会を開催いたしました。今回はですね、ここにありますように11筆で、計10,639㎡で、これを一般法人として解約条件付きの使用貸借と賃貸借を行うということです。下限面積も満たしております問題ないと思います。許可相当と判断をいたしました。以上です。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

これは12番から18番まで、地域の集積を図り、今度こういうふうな会社を立ち上げるということでございます。

委員の説明が終わりましたところで、皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第31号農地法第3条の規定による許可申請について、12番から18番までにつきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第31号の12番から18番までにつきましては、許可することに決定いたしました。それでは、澤村哲志委員の着席をお願いいたします。

(澤村委員 着席)

○議長(永田知博君) はい、それでは次に、議第32号農地の転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。

6ページをお願いします。

議第32号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の田1,066㎡で、当初、建売住宅建築の目的であった

ところ、備考欄の理由により計画を断念。今回、承継者とともに社員住宅に計画変更するとのことで、議第33号2番と関連しております。

以上、1件、合計1,066㎡を御提案しております。

去る8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より説明が終わりました。

受付番号1番の委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） はい、農業委員3番の赤松です。1番の案件について説明いたします。

今、事務局から説明がありましたとおり、備考欄ですけど、平成29年3月6日の総会において建売住宅4戸の許可をしたものの、2戸は完工して、その同時期に沖縄営業所の出店による予定以上の投資が必要となり、事業続行ができなくなっていたところに、重要な取引先の一つである会社から共同社宅をとの提案があり、それを採用することになったということで、承認相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第32号農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第32号については、許可することに決定いたしました。

○議長（永田知博君） 次に、議第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第33号は、受付番号3番、4番、5番及び9番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

7ページをお願いします。

議第33号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下

記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の田775㎡で、転用目的は建売住宅2戸です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の田222㎡で、転用目的は社員住宅1棟です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。議第32号1番と関連しております。

3番、申請物件が中尾の田772㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いします。

4番、申請物件が滑石の田102㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が滑石の畑40㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が田崎の畑479㎡で、転用目的は障がい者福祉施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が三ッ川の畑297㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町野口の田267㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

9ページをお願いします。

9番、申請物件が岱明町西照寺の畑383㎡外1筆、計715㎡で、転用目的は月極駐車場18台分です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町西照寺の田1,329㎡外1筆、計2,101㎡で、転用目的は公民館です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の

低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が岱明町山下の畑400㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上11件、合計6,170㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る8月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

1番と2番をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

申請人は不動産業で、今回は建売住宅2戸分の申請で、場所は、築山小学校の北東350mぐらいのところ。西側側道より場2,30cm低いので、敷地の西側と南側に側溝を設置し、道路と同じ高さに盛土をするそうです。建物は木造平屋造りで、109.51㎡を2戸だそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置して側溝へ接続放流、周りは宅地で農地はなく、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。

続きまして、2番の案件について説明いたします。

申請人は不動産業で、社員住宅を建設するための申請です。場所は築山小学校から北東へ400mぐらいのところ、この案件は先ほどの議第32号の1番と関連で、共同の社宅を建設するには少し面積が少ないための申請で、事業面積は720.22㎡で、建物は木造2階建てで8世帯分と16台分の駐車場と駐輪場ほかだそうです。給排水は以前に上水引き込み済みの公共上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し道路側溝へ接続放流で、新規上水はL型擁壁で囲んで、80cmぐらいの盛土をするそうです。西側農地の地主は承諾済みだそうで、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。

次に、3番の案件につきまして、事務局より始末書を読み上げます。

○参事（松倉 司君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま3番につきまして、始末書を読み上げました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は不動産業で、資材置き場として賃借するための申請です。場所は玉名中学校通りの中ほどで、玉名中学校から南西へ150mぐらいのところですが。始末書にもあったとおり、平成10年ごろから資材置き場として利用していたようで、資材置き場のために給排水はなく、雨水は自然浸透だそうで、東西と北は遊休地、南は現状竹林です。今後適正な管理を行い、周囲からの苦情がないようにするというので、現地調査の結果、追認相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、事務局より受付番号4番につきまして、始末書が添付されておりますので、よろしくをお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号4番につきまして、始末書の読み上げを終わりましたけれども、引き続き、受付番号4番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

事務局からの話のとおりで、転用目的は通路です。ぐるりとブロックで囲んで、上に砕石を敷き詰めてありました。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま4番につきまして、委員の説明が終わりました。

引き続きまして、事務局より受付番号5番につきまして、これも始末書が添付されておりますので、読み上げよろしくをお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 5の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号5番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続きまして、受付番号5番につきまして、委員の説明をお願いいたします。5番、お願ひします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

事務局の話のとおりで、申請は建物の敷地内のうち40㎡の畑で、これを宅地拡張に申請したものです。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは引き続き6番から8番まで、順に委員の説明をお願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。6番の件について説明いたします。

計画者は障がい者福祉施設を計画予定で、場所は208号線から八嘉小学校のほうに向かって500mほど行ったところです。東側が土手、西側が市道になっており、北と南を農地に挟まれた場所です。木造平屋建ての建物で7名の障がい者の方が入居する予定になっております。障がい者の方の入居をしてリハビリしたりするような施設だそうです。給排水計画は、給水は市水に接続予定、雑排水については施設内に合併浄化槽の14人槽を設置し、道路隣接水路に流します。雨水も同様に処理です。北と南側農地に隣接するほうはブロックで囲って、土砂の流出などがないように対応するそうです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして7番をお願いいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員番号9番の橘です。7番の案件について説明をさせていただきます。

申請人は親子関係であります。借人は現在借家住まいで手狭ということでございます。また、将来的には両親の面倒を見なければならない。そのために実家の隣にある当該地に木造平屋建て1戸と建設するための転用申請です。場所は県道4号線の京塚バス停から西方へ2キロほど入ったところの三ッ川になります。現状は、北側に市道、東側は宅地、南は道路、西側は畑です。土砂の流出は考えられませんが、境界を兼ねて南側と西側にブロック2段を設置するとのこと。給水は北側道路の市水から供給するということです。生活雑排水は合併浄化槽を設置して、処理を貸人の畑を通過して配管を入れてですね、水路へ放流するということです。雨水は自然浸透とオーバー分は溜槽を設置して合併浄化槽の処理水と一緒に水路へ放流するということです。

その他、日照等についてはですね、現地調査の結果、問題はなく許可相当と判断をいたしました。

以上、7番の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。8番の案件を説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。場所は大野小学校の裏になり、岱明ふれあい健康センター横の土地になります。申請人は現在長洲町のアパートに住んでおりますが、母親所有の農地を267㎡もらって個人住宅を計画したものです。南側は道

路で、東は岱明ふれあい健康センターですが、北と西はまだ母親所有の農地が残っておりますので、境界線にはブロックを3段ぐらい積んで、その予定だとのことでした。専用住宅は平屋で68.93㎡とのことです。もちろん給排水計画としては市の上水道を利用し、生活雑排水や汚水は市の下水道に接続させてもらい、雨水は敷地内に溜桝を設けて自然浸透させ、処理しきれない分は前の道路側溝に放流させてもらうとのことでした。被害防除計画としては工事中も完成後も周辺の農地、民家に御迷惑をかけるようなことは絶対ないようにやりますのでということですから、何も心配はないと考えました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号9番につきまして、始末書を読み上げてください。お願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号9番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

続きまして、受付番号9番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 農業委員11番の福田です。9番について説明いたします。

転用目的は月極駐車場であります。先ほど事務局より始末書の説明がありましたけれども、平成23年から既にもう駐車場として賃貸されていた物件であります。譲渡人は高齢で、しかも4人の共有物件であり、全員が売却希望され、また、譲受人は賃貸物件の購入を希望していたところ、お互いの希望が一致し売却が成立したものであります。場所は国道208号線沿いです。事業の目的は先ほどのとおり月極駐車場として駐車台数18台、事業面積は715㎡、転用面積も同じであります。給排水計画は駐車場のために給水はありません。雨水については自然浸透で、オーバーフロー分につきましては国道の側溝、また南側の道路の側溝に流すということでありました。雑排水の排水はありません。被害防除計画ですが今までも駐車場として利用されており、土砂の流出はないものと思われ、周囲への影響はないものと思われ、調査の結果、許可相当と判断いたしました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

引き続き、10番から11番までの順に委員の説明をお願いいたします。

10番どうぞ。

○11番（福田友明君） 農業委員の福田でございます。先ほどに続いて10番の説明をしたいと思います。

転用目的は公民館の建設であります。このたび、岱明町西照寺区の公民館が県

道西照寺大野下線の道路拡張に伴い退くこととなり、移転先を探していたところ、本件の土地所有者と譲り渡す快諾を得たので、公民館の建設計画がされたものであります。新公民館の建設は現公民館の解体前に完成しなくてはならず、火急の案件であります。現公民館の場所は国道208号線の西照寺交差点信号から南へ約800mに位置し、新公民館の建設位置は、それから東へ500mぐらいの位置となります。契約概要は転用面積が2,101㎡であり、建築面積が173.72㎡の平屋建てであります。ほかは公民館の広場と駐車場の35台分であります。給水計画ですが、市の上水道を利用し、排水計画は生活雑排水や汚水は市の上下水道に接続するということです。雨水は敷地内に浸透枡、雨水枡を設けて浸透させるということであり、被害防除計画につきましては、現在、北側の市道が約0.7mぐらい高いために道路と同じぐらいの高さに盛土をするということであり、工事する場合には、土砂の流出などして迷惑をかけないようにするということでもあります。調査の結果、周囲への影響はないと考え、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番をお願いいたします。

○推12番（西分幸夫君） 推進委員12番の西分です。11番の案件について御説明いたします。

転用目的は個人住宅です。譲受人は現在長洲町のアパートに住んでおりますが、子どもの成長や将来を見据えて畑400㎡を譲り受けて、120.9㎡の平屋建ての住宅を建てる予定です。給排水等は市の上水道が近くに来ておりまして、それに接続します。雨水は自然浸透、濾過後道路側溝に流すということになっております。周りは北と西と東、ここに農地がございますが、いずれも平屋建てであり、いずれも合併影響を及ぼすようなことは考えられません。8月1日に現地調査をいたしまして、許可相当と認めました。

よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。受付番号1番から11番まで、皆さん何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第33号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第33号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第34号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

10ページをお願いいたします。

議第34号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

11ページから12ページの総括表、13ページから14ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が5件12,047㎡、利用権設定が14件56,086㎡、合計19件、68,133㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第34号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第34号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に報告第20号、第21号及び第22号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

15ページをお願いいたします。

報告第20号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理した

ので報告します。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、15ページから17ページまでの8件、合計39,404㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

報告第21号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回2件、1,407㎡の届出を受理しております。

19ページをお願いします。

報告第22号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和元年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、平成29年11月6日に、農地法第3条所有権移転許可された物件1,921㎡について、記載されている理由により届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の報告がありました。この件につきまして、皆さんより何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） これからその他に移ります。

○係長（竹森明德君） すみません、皆さまお疲れさまです。事務局、竹森です。

私のほうからですね、1件お知らせをしたいと思います。

農業者年金の受給予定者の説明会の開催についてです。一応、今月の8月30日金曜日に、午後2時から玉名市役所の4階、この場所で荒尾市と玉名郡市の年金受給予定者の方を対象として説明会が開催されます。年金推進部長になられている方や農業委員の方でちょっと説明を聞いてみたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ御参加のほどをお願いしたいと思います。8月30日の場所はここです。受付の開始時間が午後1時半からで開会が午後2時からになります。よろしく申し上げます。

○次長（西川慶一郎君） 皆さん、こんにちは。農業委員会事務局の西川でございます。

本日の総会のその他といたしまして、令和元年度農地利用状況調査の実施につ

いて、御説明を申し上げます。資料の方はですね、お手元に配付しております令和元年度農地利用状況調査の実施について。A4版の5枚のホチキス留めの資料、それと紫色のファイル、調査票であります。この調査はですね、毎年皆様方に御協力をいただきまして市内の農地パトロールを行いまして、遊休農地の実態把握などを目的に毎年実施してるものであります。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

本年度の調査の期間は、8月6日から9月5日を一応予定しております。調査期間が昨年より早くなっておりますが、実施時期は農地法の運用通知に基づきまして、利用状況調査につきましては8月に実施することとなっておりますので、皆様方の御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、調査票の提出期限につきましても、次回の総会9月5日を予定はしておりますが、やむを得ず提出が間に合わない班につきましては、こちらのほうも臨機応変に対応をさせていただきます。

それでは、初めに調査方法につきましては1に示しておりますとおり、農業委員と農地利用最適化推進委員が毎年1回農区地域を巡回していただきまして、耕作の状況をですね、調査をしていただきます。これは農地法第30条の第1項に基づく位置付けであります。

続きまして、農地とはというところで、農地法第2条耕作の目的に供される土地と定義されております。

次に、遊休農地、荒廃農地についてですが、1年以上耕作されておらず、今後とも耕作される見込みがない農地、また周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地をいいます。

また、皆さん御存じでありますように、荒廃農地にはA分類、再生可能な農地、それとB分類、再生利用が困難な農地があります。荒廃農地のA分類は伐採、整地作業等を実施することによりまして、耕作の目的に供される土地に再生されることが見込まれる土地のことをいいます。また、荒廃農地B分類は地目は農地、田、畑、樹園地とありますけども、現況はですね、山林状態である土地をいいます。

次の2ページのカラー写真で一応例を紹介しておりますのでですね、後で御覧ください。

次にですね、2ページの中段の調査票の作成についてを御覧ください。2ページ中段の調査票の作成についてです。調査の結果、遊休農地、特に荒廃農地A分類の状況と判断できる場合は、可能な限り判明した情報をですね、別紙、紫色のファイルの調査票に記入してください。一つ目が、農地の地番につきましてはお帰りの際にお渡しします。今、後ろのほうに用意しておりますけども、茶色の大きい封筒

の中に白黒の字図とカラーの航空写真を入れておりますので、こちらのほうに所有者とか耕作者等が載っておりますのでですね、地番等を特定いただきまして、それを書いていただくという形になります。また、可能であればですね、今後の農地利用の履行を土地の所有者さんに聞いていただくことが可能であれば、その情報内容をここに記入していただきたいと思います。

次に、調査票の提出についてですが、作成した調査票ファイル、紫色及び字図、白黒、それと航空写真はですね、次回の総会の日9月5日木曜日の日にですね、大きな紙袋ごと御提出いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今回の調査に要した出勤回数につきましては、推進活動日誌のほうに御記入をお願いいたします。

次に、2ページ目は荒廃農地のA分類と、先ほど申し上げましたようにですね、荒廃農地B分類の参考写真であります。

次に3ページです。ここではですね、調査票の記入例を参考程度に紹介しております。丸い吹き出しで示しておりますとおり、地番につきましては大きな封筒の中に入れております字図やカラー写真で土地を特定していただいて、地番の欄に御記入ください。またですね、記事欄には再生可能な場合はA分類、また再生が困難な場合はB分類と記入してください。

次に4ページです。このページは裏面もございます。本年度の利用状況調査の担当地区一覧表でございます。昨年同様にですね、玉名町築山の1班から裏のページにお示ししておりますとおり、天水3、14番で構成しております。班番ですね、天水3から14番で構成をしております。この担当地区を及び班構成につきましては、一応事務局案でもございます。玉名、岱明、横島、天水の各地区の実情に合わせて調整をやっていただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

次に、5ページにつきましては農業委員会の委員、それと推進委員の名簿を添付しております。

最後に補足でございますが、昨年度ですね、荒廃農地B分類の調査はですね、広大であり境界の判別も困難なので全筆の調査は難しいという御意見が上がっていると私のほうでもお聞きしております。そこでですね、今年も昨年回答しておりますとおり、荒廃農地B分類の調査は事務局のほうで、過去の調査情報等をもとにですね、非農地化に関する調査を実施しますので、特に再生が可能な荒廃農地A分類に該当するか否かの調査を重点的にお願いできればと思っております。本日の資料、ページは中段にですね、調査票の作成にお示しを示しておりますとおり、荒廃農地A分類の状況と判断できる場合は、可能な限り判明した情報を紫色のファイルの調査票に記入してください。

また、総会資料をですね、先ほど言いましたとおり後ろのほうに封筒を置いておきますので、お帰りの際には同一農区内の委員、それと推進委員ですね、話し合ってお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ほかには事務局より何かありますか。はい、どうぞ。

○主事（村上寛子君） こんにちは。事務局の村上です。総会お疲れさまでした。

今日の配付文書の中にですね、2枚でホチキス留めてます令和元年度熊本県農地利用最適化推進大会の開催についてという文書を今日渡してると思いますが、前回の総会でも口頭で案内はしてたんですけど、正式に通知が来ましたのでお知らせしています。一応、日時が令和元年8月29日1時半から4時までということで、熊本県立劇場のコンサートホールでありますので、この日は貸切バスを使用します。乗り合わせて行きますので、12時に菊池川の河川敷駐車場に集合となります。注意事項ですけども、昼食の弁当は用意してませんので、済ませてきていただくか、持参していただきバスの中で取られるようにお願いします。

また、やむを得ず欠席される場合はですね、必ず8月13日火曜日までに事務局に連絡していただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ほかには何かございませんでしょうか。

○推18番（坂本 修君） はい、会長。

○議長（永田知博君） はい。

○推18番（坂本 修君） 農業委員と全然別のことなんですけど、僕は3回ですね、境ば見てくれてという話が来っとですよ。畑の境ば。

○議長（永田知博君） 境界線ですか。

○推18番（坂本 修君） はい。

○議長（永田知博君） はい。

○推18番（坂本 修君） ほっで、1回目は「はいはい」て言うて行ったんですよ。で、農業委員会と相談したら「いや坂本さん、それ立ち会わんがいいよ」ですね。だけん立ち会わんごとしとる。ところがやっぱするもんがおらんもんだけん農業委員に来るとですよ。何か方法としてどこば教ゆつとよかですか。

○議長（永田知博君） やっぱこれはもういろいろありまして、私も実際何回も要請受けて現場に行ったことがあります。ほっで「昔はここに石で置いてあったもんな」て言われるわけです。ほっで「今、ほんなら現在どこが境になつとるとですか。もう

竹藪が侵食して来とるけんこの辺だ」と。こう言わすわけです。もう両方話が合わんときは、「ならもうしょうがないですよ」で。「これはもう測量してもらわんと。そん代わりちゃんとした報酬が要りますよ」というようなことですので、私なんか「ああそらここばいた」てはもう絶対言うことはありません。

○推 18 番（坂本 修君） だけんですね。

○議長（永田知博君） ほっで、確認というかですね立会はできますよ。そこまで言うてですたい。自分らは決定はできんけん、そこはもうそういうふうにはせんとわからんですよて、はっきりしたことは言われんもんだけんですね。ほっで、ならもう両方とも引かんような状況の場合はですよ、やっぱりもう測量かなんかしてお互い納得してもらわんとしょうがないです。

○推 18 番（坂本 修君） 前んときは法務局行ってぴしゃつとしろと、そして登記簿も持ってきてまた測んなさせて。いやもうそこまではせんでよかて。ばってん頼って来なはつとですよ。もうほかには誰んおらんけん農業委員ばってこの間も電話のかかっつとですよ。今、永田会長おっしゃるごつ、「昔はこけ石んあったたい。あの穴が境だもんね」て。俺たち知らんとですよ、そっば。

○議長（永田知博君） そうです、そうです。ほっでもうずっと昔のそういうことを言う場合もあるもんだけんですね。

○推 18 番（坂本 修君） 言いなはる気持ちはわかっつとですよ。ところが、今言いよるので改植したりなんかするけん簡単に動かすつとですよ。だけん、そがんときはどがんアドバイスがよかっつとろかと思うてです。すんません、ここで農業委員の話じゃなかばってん、なんで俺はここで言うたかというつとですよ。あんま言うといかんばってんね、ある農業委員さんが言うたらしかですよ。「お前ここん境間違うとる」て。ほっだけん農業委員にまた来つとですよ。お前どんが何とかしてくれんかと。軽はずみに昔のことば知つとる農業委員さんが「ほんなもんなここだもんね。向こうが出つとつと」て農業委員が言うつとるもんだけんまた農業委員に来つとつとですよ。

○議長（永田知博君） もうやっぱりそういう場合は両方からお金出して測量でもしてもらわんと。

○推 18 番（坂本 修君） そがんでしょうね。

○推 19 番（平野秀正君） それ両方から金出せばいいけど、いや俺そげんことなかって言わすなら金出さんです。

○議長（永田知博君） ええ、そらもうそういうふうになって、もう揉めてどうしようもないけん、農業委員にちょっと立ち会うてくれて言うて来るわけですよ。実際そういう経験ありますもん。

○推 18 番（坂本 修君） だけん、気持ちはわかるとですよ。だけん言いなはつとば誰か中に入れとかんと喧嘩になるけんて。いやこれが全然知らんとこぼ入れたってこれもまたいったん悪かぞて思うばってん。

○議長（永田知博君） ほって、立会はいやそらもう一切なんてはほんなこて言われんですよ。

○推 18 番（坂本 修君） うん、もうそれはですね。

○議長（永田知博君） 今言うような、昔はちゃんと石なんかでどうだったかなて言わすわけです。

○推 18 番（坂本 修君） だけん守秘義務であるじゃなかですか。あれば安易に破って、知つとるもんががん言うとるもんだけん、ああ農業委員に相談するとよかつばいなていうこつて相談に来とつとですよまた。

○議長（永田知博君） 何かいい案を経験した人はおらんですか。

○推 18 番（坂本 修君） そして本気じゃなかつですよ。法務局が紹介して測量士ばて言うと、いやそこまではなかつたいて。

すんません、これ農業委員の話じゃなかつたばってんですよ、すんません、わかつて質問したんです。すんません。

（雑談あり）

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、今日提案しておりました審議全て終わりました。慎重なる御審議ありがとうございました。

それでは、これもちまして令和元年度第4回の農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 23 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年8月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 田上 一

農 業 委 員 福田 友明